

第3回 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会 会議録（概要）

日 時	平成27年5月21日（木） 午後2時00分～午後4時00分	
場 所	豊栄のさと 2階 視聴覚室	
出席者	委員（9人）	金谷健 松本光右 桃瀬公成 嶋中まさ子 平山奈央子 西澤一弘 七里咲江 中山進 土田雅孝（順不動）
	オブザーバー（6人）	卯田隆 宮川伸夫 北川徹 上田文夫 丸山正（代理） 安藤一成
	事務局（6人）	
欠席者	委員（2人）	橋本征二 大久保庄衛（順不動）
次 第	1 開会 2 新しいオブザーバーおよび事務局員の紹介 3 委員長あいさつ 4 議題 (1) 前回委員会での指摘事項および提言事項について ①委員会と組合の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・資料1 ②公募予告の広報掲載について・・・・・・・・・・・・資料2 (2) スケジュール案について・・・・・・・・・・・・資料3 (3) 建設候補地を公募しますについて ①公募の素案・・・・・・・・・・・・・・・・資料4 ②応募条件の整理・・・・・・・・・・・・・・・・資料5 ③応募時の必要書類・・・・・・・・・・・・資料6 候補地として決定した時に、提出していただく必要書類 (4) 選定要件の検討について・・・・・・・・・・・・資料7 (5) 公募チラシの事例・・・・・・・・・・・・参考資料 宇佐・高田・国東広域事務組合・・・・・・・・・・・・A 宇城広域連合・・・・・・・・・・・・B 北アルプス広域連合・・・・・・・・・・・・C (6) その他 7月の委員会開催日予定について 5 閉会	

会議内容	
1	開会
2	新しいオブザーバーおよび事務局員の紹介
3	委員長あいさつ 金谷委員長よりあいさつ
4	議題
5	閉会

1 開会

【事務局】時間が参りましたので第3回彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会を開会します。お忙しいところご出席いただきありがとうございます。本日は橋本委員と大久保委員より、予め欠席の連絡がありましたので報告します。

2 新しいオブザーバーおよび事務局員の紹介

【事務局】4月の人事異動に伴い、新しくオブザーバーに就任いただいた2名および事務局4名の紹介。

3 委員長あいさつ

【委員長】まず、参加者多数となっていますので会議が成立していることを確認します。今日は主に10月の公募に向けて、前回に比べてより具体的な内容を事務局より説明いただき、皆様の質問や意見を伺うことになるとと思います。後ほど、事務局より説明があると思いますが、**資料3**のスケジュール案について、事務局の考えを詳しく説明いただき、それに対し、意見を伺い、出来れば大筋の方向性を決めていただければと思います。それで足りない点等は次回の7月30日の選定委員会で固める形で出来ればいいと思います。公募は10月からですので、最終的には9月頃の選定委員会で確認する形になります。今日と7月と9月で決めるということで、非常に大事な会議になりますので、よろしく願いいたします。

議題(1) 前回委員会での指摘事項および提言事項について

①委員会と組合の役割分担

②公募予告の広報掲載について

【委員長】議題(1)の説明をお願いします。

【事務局】議題(1) - ①委員会と組合の役割分担、議題(1) - ②公募予告の広報掲載について説明を行う。

【事務局】2ページをご覧ください。第2回選定委員会でご指摘いただいた委員会と組合の役割を見直しました。当初は、選定委員会の役割を、募集要件の検討・決定としていましたが、検討・提案・提言に改めました。①②③⑥の決定も提案に改めております。

次に、3ページ公募予告の広報掲載ですが、6月の1市4町の広報にこのチラシを掲載していただくことになりましたのでご承知ください。

【委員長】(1) - ①の役割については、選定委員会が提案し、組合が決定するということに変更していただきましたが、②の公募予告はこのまま掲載されるのですか。

【事務局】ほぼ、このまま掲載していただけたと思います。

【委員長】**資料2**の■湖東圏域のごみ処理施設の現状と今後の方向の「湖東圏域」という言葉を使用された理由はありますか。

【事務局】一般的に「湖東圏域」は、「彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町」となります。文面も長くなるため、こういう表現にいたしました。

【委員長】わかりました。その下にも市町名が書いてあるので、誤解は無いと思います。

【委員長】広報は、月2回のところがあると思いますが、6月の前半ですか、後半ですか。

【事務局】彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町は6月1日で、愛荘町は7月になります。

議題 (2) 今後のスケジュール案について

【委員長】 議題 (2) について説明をお願いします。

【事務局】 議題 (2) スケジュールについて (案) の説明を行う。

【事務局】 4 ページ資料3をご覧ください。平成 27 年 10 月から平成 28 年 7 月まで候補地の募集を行い、平成 29 年 3 月末に選定委員会での報告書を管理者へ報告することが、大まかな流れです。

1 選定委員会のスケジュールとしては、本日 (第 3 回選定委員会) で応募者資格、応募条件を大筋で決定していただき、第 4 回選定委員会で公募チラシの決定までお願いしたいと考えています。地域振興策については、第 4 回選定委員会までに、金額の上限や支払時期等の詳細を決定し、公募チラシに載せたいと考えています。第 5 回選定委員会は、公募チラシの最終の仕上がりの確認と選定するための要件や評価方法における審査項目の詳細を検討していただく予定で、選定要件等は、今年度中を目処に決定いただければと考えています。第 8 回選定委員会は、年度のまとめとして第 7 回選定委員会までの総括を行います。平成 28 年度は選定をしていただき、最終の第 14 回選定委員会で管理者へ報告していただきます。

2 管理者会は、第 4 回選定委員会で決定していただく公募チラシや募集要項の承認、地域振興策の決定を行います。管理者会は 8 月に予定していることから、地域振興策は、第 4 回選定委員会までに決定が必要となるため、予め承認および決定をしていただきます。

3 主管課長会議は、各市町との調整をしていただくほか、選定委員会の資料や地域振興策の検討などを行っていただきます。

最後に 4 事務局は、選定委員会の日程調整、公募チラシのレイアウトおよび発注を行います。また、候補地の募集期間内に 1 度全体の説明会の開催を予定しています。これは、募集開始から 1 カ月後の 11 月頃を予定しています。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、スケジュール (案) について、ご質問等があればお願いします。

【委員長】 先ほどの私のあいさつの中での説明と相違がありましたが、第 3 回と 4 回で公募チラシ案を決定し、それを 8 月の管理者会で決定し、組合としても決定する。その決定したものを第 5 回の時に組合から選定委員会へ報告するということですね。

【事務局】 今日の委員会でチラシに載せる条件をこんな感じでどうですかということ案内し、第 5 回の時に正式なレイアウトを見ていただくこととなります。

【委員長】 第 5 回は選定要件と評価方法における審査項目の詳細検討がメインということですので、訂正いたします。

【委員】 表の見方を教えていただきたいのですが、表中の●と○の違いと、縞になっていますが、月の前半と後半というイメージでよろしいでしょうか。

【事務局】 まず、縞になっている方は、前半・後半で見ていただければ結構です。●については、その会議において重要な内容に●で記しています。

【委員】 重要性ということですか。

- 【事務局】メインの話として、決定していただけたらということで●で表記しています。
- 【委員長】気持ちはわかりますが、全て重要ですし、同じ色にしておいた方がいいと思います。縞がある方が月の前半、白い方が後半ということです。
- 【委員】この委員会で検討した内容を管理者会で承認されるスケジュールになっていますが、地域振興策については、委員会は提案だけして、管理者会で決定してもらうということで、キャッチボールはないということですね。
- 【事務局】地域振興策の検討と決定は、組合が行いますが、選定委員会では、公募チラシに地域振興策の額とかプログラムを載せるかどうかの検討をしていただこうと思っています。この会議の後、各市町の長と財政部門に最終的な判断を仰ぎ、第4回選定委員会に提示させていただきます。そして、それを基に公募チラシの素案を確立し、それを8月の管理者会で報告し、承認いただこうと思っています。
- 【委員長】すでに検討はされているかと思います。
- 【委員】第9～11回選定委員会では、主に選定評価について、その前の6回～8回は審査項目の配点についての協議かと思いますが、点数化して決定するのであれば、評価に3回も必要なのかどうかわかりません。評価のイメージとして具体的に何をするのか説明をお願いします。
- 【事務局】コンサルティング業者に入っていただき、知識やノウハウを借りて、選定方法や、配点方法の説明をいただき、それを基に選定委員会で、この地域に必要だろうというところを検討していただきたいと思っています。選定評価等の中身については、出来るだけ時間をかけて話をしたいと考えていますが、コンサル業者を決定次第、打合せをして内容・期間・回数等を決定したいと思っていますので、変更がある場合もあります。ご了承をお願いします。
- 【委員長】9～11回と分かれていますがおそらくセットで提案され、それを検討し修正する形になると思います。それと、10月から公募が始まって、その間の途中経過を選定委員会でされると思いますが、どこまで報告が可能で、こういう点は伏せておく、当然個人情報を出せませんので、その辺もコンサルに確認しておいた方がいいと思います。また、審査項目や審査の方法も、具体的な応募をされるところが、想定されると、それに対して差がつくようにしないと審査にならないので、応募が出てから作るのではなく、出てきそうな所をイメージして、ある程度作っておいて、審査の相手の具体化とか、詳しいところの微調整をすると思いますので、その辺も事例等で検討が必要だと思います。それと、審査をする時に公開でやるのか、公開でやるとしたら出し方が難しいと思います。一部非公開にする等やり方があると思いますので、この辺りも6～8回で、審査の前段の部分をどういう形であるのかを詰めておく必要があると思いますが、そこについては、何か考えておられることはありますか。
- 【事務局】まず、選定要件の詳細の点数の付け方ですが、コンサル業者の意見を聴き、また県内外の自治体の評価の仕方、配点について資料を集めて参考にしたいと考えています。公開・非公開については、個人情報という部分も関係してきます。そこに関しては、第1回選定委

員会の資料にも付けていますが、非公開にしなければならない会議も必要になってきますので、個人情報扱う場合や触れる内容であれば、非公開で行いたいと考えています。

【委員長】わかりました。他いかがでしょうか。

【委員】今の関連ですが、公募予定の平成27年10月～平成28年7月末までに何件か公募がある可能性があります、そうすると、6～8回で協議しながら審査を行うのか、採点方法等が決まってから一括で審査するのかどちらでしょうか。

【事務局】コンサル業者に入ってもらい選定要件・選定条件等の叩き台を作る必要があります。公募数により、選定期間がどれだけ要るのかということを決める必要もありますが、選定要件・選定条件をどういう形で点数を付けていくかということ、ある程度確立していただかなければ、業者に応募地の調査等を依頼することが出来ません。委員会を通して、どの部分を選定要件として挙げるか等を検討していただき、決定した時点で、点数の付け方や応募地の調査等をしてもらうように考えています。

【委員】ある程度、検討する材料が揃ってから、一斉に選定していくという形で考えてよろしいですね。

【委員長】そうした方がフェアです。おそらく、審査は公募期間が終わってから一斉にやりますよね。それまでは、これから議論になる項目について、データというか、確認を各市町の担当者とか専門委員に確認していただくことが必要になってきて、そういうことをして、審査するための情報の整理をしておいて、情報が揃った上で、一斉にやるということになり、そこは非公開になると思います。全部非公開なのか、例えば応募件数くらいは公開にして、それ以外の具体的な審議については、非公開にするとか、メリハリは出てくると思いますが、そんなイメージでよろしいでしょうか。

【事務局】はい。

結論（課題、提案を含む）

- ・ 選定委員会のスケジュールについて、第3・4回選定委員会で公募チラシ案を作成し、第5回で組合から委員会に最終のチラシを報告する。
- ・ 地域振興策について、選定委員会は公募チラシに載せる項目の検討をし、管理者会で額や期間等を決定する。
- ・ 個人情報等を取り扱う場合などは、非公開で開催する場合がある。
- ・ 応募者数にもよるが、募集期間が終了してから、一斉に審査する。
- ・ コンサルティング業者と委託契約を締結し、その業者の持っている知識やノウハウを参考に委員会を進める。

議題（3）建設候補地を公募しますについて

- ①公募の素案
- ②応募条件の整理
- ③公募時の必要書類

候補地として決定した時に、提出していただく必要書類

【委員長】 そうしましたら、(3) 建設候補地を公募しますについて説明をお願いします。

【事務局】 議題(3) - ①公募の素案、議題(3) - ②応募条件の整理、議題(3) - ③応募時の必要書類について説明を行う。

【事務局】 5 ページの「**公募の素案**」彦根愛知犬上地域の新ごみ処理施設の建設候補地を公募しますの説明をします。これは、10月に公募するチラシの基本と考えています。20ページ～24ページの参考資料A・B・Cをご覧ください。これは、3つの組合等が実際に公募されたときのチラシです。Aは、地域振興策をメインとして、応募条件や地域振興策の詳細や応募方法等を掲載されています。それをイメージし検討いただきたいことは、5ページの応募者資格です。前回は検討いただきましたが、改めて(1)地元区長(自治会長)の応募で、建設応募地が複数にまたがる場合は、複数区地元区長(自治会長)の共同応募。(2)土地所有者(個人・法人)の応募としています。また、地元区長の応募の場合は、土地所有者の同意を得ているか、見込みがあること。土地所有者が応募する場合は、地元区の同意を得ていること。建設応募地の一部または全部が公有地である場合も応募できますが、「公有地の所有者である地方自治体等の同意は必要ありません。組合で確認します。」としています。続いて、一番大事な応募条件ですが、7ページに条件を整理したものをまとめています。上の表は19項目ある条件を分類したもので、応募時のハードルを低くして募集をかけた方がいいという意見を前回いただきましたので、案-1～案-4の4案を示しました。案-1は、1番～14番を、案-2は、1番～8番までを条件としています。案-3は、1・2・8番を条件とし、候補地と決定した場合に、4～7番も整理していただくというものです。案-4は、1と2番のみのシンプルな条件としています。どれがいいか検討していただければと思います。5ページに戻りますが、応募条件等に完全に当てはまるというのですが、条件に満たない場合は、一度問い合わせを下さいという文言を入れ、間口を広くしています。続いて6ページの応募時の必要書類ですが、8ページの「**資料 6-1**」になります。この応募書を提出いただき、その際に、1.位置図 2.土地所有者一覧表(意向状況) 3.自治会総会議事録(要約可) 4.自治会会則または規則を考えています。1.は、およその位置、地番、所有者が特定できるもの。2.については、9ページに例を挙げております。自治会長の事務量を減らすため、最小限の情報を土地所有者の意向状況(所在地・地番・地目・面積・所有者・連絡先・土地の利用状況等)で確認させていただくものです。3.は、自治会の総意で応募していただいていることが分かる総会の議事録を添付いただこうと思っており、要約でも結構です。ただし、参加人数・委任状数・開催日時等を記入していただこうと考えています。提出書類の中の、隣接同意を応募した時点にするのか、決定した時点にするのかについては、検討の余地があります。それから、候補地として決定した時に出していただく書類として10ページ～13ページ「**資料 6-3**」、「**資料 6-4**」、「**資料 6-5**」になります。「**資料 6-3**」土地所有者の同意書は、応募時に提出いただいた土地所有者一覧表の意向状況を基に同意書を出していただきます。「**資料 6-4**」は、土地所有者の納税確認をするための承諾書です。「**資料 6-5**」は、地域振興策を有効に使用していただくために建設候補地の振興策(まちづくり事業プラン)を提出していただきます。その他

として、提出先、選定方法、覚書、説明会の開催等を掲載したいと考えています。

【委員長】 質問などありましたら、いかがでしょうか。

【委員長】 7ページの資料5ですが、項目が1～19までありますが、案-1～案-3に項目3の施設稼働後、概ね30年の操業を受け入れてもらえることというのがないのですが、稼働年限は条件に入れないということですね。

【事務局】 ごみ処理施設の建設には、10年程度かかりますので、30年の縛りがあると、20年経った時点で、次の施設を検討していくことになりますので、30年以上の受け入れや期限のない受け入れを望んでいます。特に土地を買収し公有地となった場合は、更新して使用することも想定していますので省略しました。

【委員長】 わかりました。それと、応募書類の書式の印鑑は、実印ではなく認印でいいのですか。

【事務局】 認印を想定しています。

【委員長】 10ページの同意書は、単独の土地所有者だけを想定した形になっているので、複数の場合はどうするのかと思いました。それと、13ページの地域振興策のプランの提出は、応募時と振興事業を实际される時期がずれるため、無理だと思います。20ページの建設地域の振興事業の②や③のようにまちづくり委員会を組織し、計画を策定し、コンサルを派遣するというのをチラシに掲載するに留める方がいいと思います。施設が出来るまでのスケジュールを付けて、地域振興策の金額だけでなく、こんなメニューがあるとか、いつから貰えるとかも、触れておいた方がいいと思います。候補地が決定してから、その自治会が自分たちにとって一番いい振興策を考えられる方がいいと思いますので、応募時に求めるのは難しいと思いますが、どうでしょうか。

【事務局】 まず、地域振興策の補足説明をします。選定委員会と管理者会議で地域振興策の必要性を説明し、公募の目玉という認識をしていただいています。事務局では、ごみ処理施設における地域振興策を実施している県内外の自治体でどのようなやり方をされているか調査を行い、地域振興策の上限、支払期間、実施メニューなどの検討を行っています。各自治体で、地域振興策の額の根拠や実施メニューなどで大変苦勞され、色々な考えを持っておられます。以上のことから慎重に内部で協議し、管理者会で諮りたいと考えています。委員長からご指摘いただいた支払い開始時期の件も重要ですので、チラシに掲載するかどうか慎重に検討し回答したいと思います。

【委員】 30年以上の操業の受け入れてもらうというのはあればいいと思いますが、応募される方は施設が出来て10年ではとっておられないと思いますのでなくてもいいと思います。ただ、同意書については、隣接者の同意書も応募時にある方がスムーズに検討できると思います。

【委員】 振興策で環境や防災をしていく中で、定住支援を考えていただいていることは結構かと思っています。隣接自治体についても考慮をお願いします。それと、隣接同意の件ですが、どのような状況で必要かということを確認をお願いします。例えば、山中で隣接地が遠く離れていても必要とか、具体的にわかりやすくしていただきたいですし、法的なことがあるのであれば明示する必要があると思います。もう一点、議事録ですがどのようなものが必要

なのか、わかりにくいと思います。

- 【委員】隣接地の同意ですが、応募条件の例として 20 ページの「④地区内において十分合意形成が図れていること」とあります。隣接地がどこまでなのかをあいまいに書いておく方法もあると思います。
- 【委員長】各委員から隣接や議事録の件についてご意見をいただきましたが、議事録については、例えば総会の成立の確認を挙手とする等ポイントを押さえ、文言のひな形の作成することを含めて検討をお願いします。
- 【事務局】総会の議事録については、各自治会会則または規則に基づき採決をされた際の会議録に規約を添付いただきたいと思います。
- 【事務局】振興策のハード・ソフト事業については、**資料 6-5**の記載例にある防災防犯活動、環境自然保護活動、伝統文化の保護育成等も考えています。隣接同意については、土地を買収するときに分筆が必要になった時の同意。それと、施設が建つことにより日陰になるなどメリットはないが隣接するための同意との二つの捉え方が考えられるので、どちらの同意なのかを確認します。
- 【委員長】通常の自治会の議事録は署名捺印がないと思いますので、揉めた時に困ることもあると思いますので、自治会長の手書きの署名捺印は必要だと思います。それと、先ほどの隣接地の何メートル以内に隣接する所有者がいた場合などを明記した方がいいと思います。
- 【委員】普通、農地などの立ち会いをする場合は、隣接の人も立ち会いし、場所を決定していくのが原則です。この件も同様だと思います。
- 【委員長】それは、どの段階での話になりますか。
- 【委員】当然、誰が対象になるかわかっていると思うので、その辺りから話を進めていただければと思います。
- 【委員長】応募の前ということですね。その場合、6 ページの■地域振興事業の実施のところで建設を受け入れていただいた地元区（自治会）には、地域振興策（まちづくり事業）を支援しますとありますが、応募地が自治会の一番端の場合、隣接地が隣の自治会ということもあり得ると思いますが、この表現ですとまたがっていけば当然両方の自治会が対象ですが、隣接の場合は対象外になります。隣接の同意について、事務局はどう考えていますか。
- 【事務局】事務局の議論の中では、公募された自治体等に相談した結果、出来るだけ多くの方に応募していただきたいということで、決定してから同意をもらう考えをしています。
- 【委員長】20 ページのチラシは、建設地域の振興事業は地元だけではなく、建設地区を中心に重要な影響を及ぼす周辺地区も含まれる表現になっています。事務局や委員の皆さんはどうお考えでしょうか。
- 【事務局】地域振興策については、基本的には一自治会を対象としています。ただ、難しい問題でもありますので、内部で協議し各市町の長とも協議する必要があると考えています。
- 【委員長】（一自治会ではなく）土地のある自治会ですね。この点は大事なところですので、委員の方からご意見をお伺いしたいです。
- 【委員】転用や建設には絶対に境界が必要になってくるとは思いますが、山中で隣接地が遠く離れ

ていて、日照権の問題や分筆に支障がなく、隣接同意を不要とするのであれば、それを協議して出してくださいというのは難しいと思います。

【事務局】山中の境界がはっきりしない場所や田んぼなど想定する場所で違ってくることがあるかもしれませんが、専門家の方に確認したいと思います。

【委員長】次回までには、その点のある程度、明確にしてもらえということですね。

【委員】接している場所だけの問いかけだけではなく、どういったところを想定するかによって影響する地域が全く違うと思います。例えば、宅地を想定すると接しているところだけでは後で問題が生じると思います。参考までに聞きたいことは、ごみ処理施設を建設するときに苦情が寄せられるとか、影響がある範囲、要はどこまでの範囲を利害関係として見る必要がありますか。

【委員長】(3)と(4)が繋がりますから(4)選定要件の検討を説明していただいた後、併せて質疑をお願いします。

議題(4) 選定要件の検討について

【事務局】議題(4) 選定要件の検討について、説明を行う。

【事務局】資料7 (4) 選定要件の検討についてについて、(1) 安全・安心の確保の視点、(2) 環境への配慮の視点、(3) 親しまれる施設づくりの視点、(4) 計画的な財政運営の視点の4視点から検討します。(1)の視点として、1 活断層との位置関係、2 災害関連法等の指定地区、3 その他危険地域、4~6 住宅、教育施設、医療・福祉施設との位置関係、7 安全・安心の確保の視点からみた施設建設・稼働上の課題の有無。(2)の視点として、8 自然環境法等の指定地、9 その他重要な自然環境の有無、10 農地関連法の指定地、11 生活関連法の指定地、12 道路混雑度、13 収集運搬効率、14 雨水放流先の状況、15 環境への配慮の視点からみた施設建設・稼働上の課題の有無。(3)の視点として、16 文化財関連法の指定地、17 文化施設・観光施設との位置関係、18 構成市町の位置関係、19 他市町との位置関係、20 親しまれる施設づくりの視点からみた施設建設・稼働上の課題の有無。最後に、(4)の視点として、21 土地所有者、22 造成費、23 用水の確保、24 計画的な財産運営の視点からみた施設建設・稼働上の課題の有無を挙げております。比較評価および得点化につきましては、◎○△という評価、数値化した評価などがありますが、出来る限り数値化した方が公平であると考えています。19 ページは、距離の評価例を◎○△で挙げています。

【委員長】(3)と(4)併せてご意見、ご質問があればお願いします。先ほどの質問については、どうでしょうか。

【委員】今回は、その詳細を議論するより全体的な話をした方がいいと思いますので、先ほどの質問は結構です。

【委員長】比較評価のところは、コンサル業者が入ってから具体的にされるとは思います。基本的には数値化しないと評価ができないと思います。数値にするということは、相対評価が前提ですので、必須項目と分ける必要があるため、応募があつてからスクリーニングが必要に

なると思いますがいかがでしょうか。この資料は、他の事例などを参考に事務局が作られたということですか。

【事務局】 選定要件の検討の中に挙げている項目は、選定をされた各市町がインターネットにアップしているのです、その選定結果報告書を参考にしています。

【委員長】 隣接の所有者の同意については、今日のこの委員会で方向性を出した方がいいのか、次回までに事務局の案を出してもらおうのか、どちらがいいですか。

【事務局】 この場で決めていただくのは難しいと思います。事務局の案として隣接の同意が必要とする考えで進んでいましたが、公募の目的が広く応募をしていただくということですので間口を広め、その中から選定し順位付けをした中で、第一候補地と決まった場所に同意をもらっていただければということでお諮りしました。ですが、今回の委員会で隣接の同意がある方がスムーズに進むのではないかとのご意見をいただきましたので、専門家の意見を伺い、次回の委員会にその意見を反映した案と理由をご提示させていただきたいと思えます。

【委員長】 その場合、隣接の土地所有者の同意であって、隣接の土地所有者が属する自治会の同意ではないのですね。気になる点は、隣接土地所有者の立場になった時に、立地する自治会だけに地域振興費を支払うと、その隣接所有者は自身の自治会からは何も言われなんでしょうか。色々な事例があって、立地する自治会に対して地域振興をする場合と隣接自治会を含めてする場合とがありますので、曖昧ではなく、事務局としてのスタンスをはっきりした方がいいと思います。今の案は、隣接する土地が土地所有者の自治会と違う場合の隣接自治会の同意と隣接している所有者の同意がいるということですね。

【事務局】 そうです。地域振興策の範囲の適用は、内部協議と市町の長に確認と協議して、第4回選定委員会で方向性を報告させていただきます。

【委員長】 確認ですが、6ページの上から2行目の建設を受入れいただいた地元区（自治会）の捉え方を立地自治会だけにするのか、隣接自治会も含むのか含みを持たせる表現にするのかを行政で検討するということですね。

【事務局】 はい。検討させていただきます。

【委員長】 今の点も含めて、いかがでしょうか。

【委員】 隣接所有者の同意となると、土地所有者も自治会も了解が得られているのに隣接者一人の反対で話がとん挫することもあるかと思いますが、例えば、ごみ処理施設は都市計画決定がされると思いますが、その都市計画法がどこまで要求しているのかを調べて、それ以上に厳しくする必要があるのであるのかなどの視点も必要かなと思います。

【委員】 今言われたように1人の反対で話が進まなくなることや、条件が厳しいと応募があるか心配ですが、資料の20、22ページのチラシにあるように、必ず隣接所有者の同意が得られることまたは見込みがあることと書かれているのは、せっかく応募されても同意がないのであれば、無駄になりかねないということだと思いますので、同意書はあった方がいいと思います。

【委員】 もちろん、同意があるに越したことはないのですが、その事にこだわって話が進まないの

もどうかと思います。

【委員】その件の法的根拠の確認は次回いただくとして、応募にあたっては、事務局がいうように複数応募いただけるよう、ある程度は間口を広くした方がいいと思います。それと、公募予告の時に、具体的な内容を聞く、危害がない施設なのか見に行くとかの相談があった時に、事務局はどのような対応が出来るのかを検討してほしい。

【委員長】今の点は大事です。最近のごみ処理施設を見に行くことはいいと思います。

【事務局】近隣や滋賀県内にも施設がありますので、公募する段階で希望されるのであれば視察等を行うことも内部で協議をしています。実際に目で見ていただき、どんな施設が出来るのか想像できると思いますし、こんな施設なら大丈夫と思っていただければと思います。

【委員長】それと、説明会の開催は1回でいいですか。何回かあってもいいと思いますが。

【事務局】予定としては1回ですが、状況によっては増やしていこうと思っています。

【委員長】宇佐の例ですと平日の昼間になっているので、例えば、平日と日曜日や昼間と夜間など来ようと思う人が来られるように複数想定された方がいいと思います。それと、自治会と特定せずに、この地域の住民であれば誰でも参加できるように検討されたらいいと思います。

【委員】応募条件の案-1~4まで提示されましたが、決定しなくてもいいのですか。

【委員長】決定した方がいいですか。事務局の考えているモデルはありますか。

【事務局】間口を広く設けるということと、後々こんな条件があるなら応募しなかったのにということも想定されるので、そこを考慮した案-3を考えています。

【委員長】事務局の提案としては、案-4では簡単すぎるので、それほどハードルが高くない案-3を考えているということですが、それについてはいかがでしょうか。

【委員長】再度説明をお願いしたいのですが、案-3の1・2・8はわかりますし、4・5・6・7というのは、書類を後で出すということですが、5の登記名義人が亡くなっている場合は、相続人の同意が得られていることとありますが、協議中に名義人が亡くなれることも起こり得るので、項目としてはいいのですが、現実的な適用を検討しておいた方がいいと思います。応募条件の整理については、事務局としては案-3で具体化していきたいということですが、それでも、それでよろしいでしょうか。いいですか。そうしましたら、案-3で具体化をしていただいて、選定条件の選定方法について、確実ではなくてもいいので、チェックする時に信頼できる資料をお願いします。

【委員】施設見学の話がでましたが、公募の時に併せて掲載されたらどうでしょうか。

【委員長】最初から予定しておく方が、予定が立てやすいと思います。

【事務局】わかりました。

結論（課題、提案を含む）

- ・稼働年限については、公有地となった場合、更新して使用することも想定し、応募条件から省略した。
- ・応募書類の印鑑は認印とする。

- ・応募時の地域振興策のプランを提出してもらうことは、難しいと思う。
- ・地域振興策の金額の上限、支払期間、実施メニューおよび支払い開始時期については、慎重に協議する。
- ・隣接同意について、土地買収時に分筆するために必要な同意と施設が建つことに対する同意と二通りあるため、どちらの同意なのか確認する。
- ・隣接同意の有無は、専門家の意見を聞き、その意見を反映した案と理由を提示する。
- ・地域振興策は、基本的には施設がある自治会を対象としているが、難しい問題のため協議し決定したい。
- ・比較評価については、出来るだけ数値化する。
- ・公募チラシに施設見学についても掲載する。
- ・応募条件は、案-3 とする。

議題 (6) その他について

【委員長】 (6) その他について説明をお願いします。

【事務局】 議題 (6) その他 7月の委員会の開催日予定について、説明を行う。

【事務局】 次回の第4回選定委員会は、事前にお諮りしておりますが、7月30日(木)午後2時から豊栄のさと視聴覚室で開催します。

【委員長】 次回は、公募チラシ案を決定することになりますので、各委員に目を通してもらうため、1週間前までには資料を送付してください。

【事務局】 わかりました。

【事務局】 第4回選定委員会は、公募チラシを決定していただき、それを8月開催予定の管理者会や定例会に報告します。そして、第5回選定委員会で最終確認をしていただきたいと思います。その委員会を9月上旬で考えていますので、事務局で調整させていただきます。

【委員長】 9月上旬ですね。わかりました。他にございますか。ないようでしたら第3回選定委員会をこれで終了します。ありがとうございました。

結論 (課題、提案を含む)

- ・第4回選定委員会は、7月30日(木)午後2時から豊栄のさとの視聴覚室で開催する。
- ・資料を開催日の1週間前までに各委員に配布する。
- ・第4回選定委員会で公募チラシ案を決定する。
- ・第5回選定委員会を9月上旬に開催予定。